多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

岩見沢市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 7 条第 5 項の規程に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表します。

記

実施主体 (集落協定)	実施地域	種類	実施期間
最上集落	栗沢町最上 栗沢町由良	2 号事業 （中山間地域等直接支払交付金）	令和 7 年度～令和 11 年度
茂世丑集落	栗沢町茂世丑	2 号事業 （中山間地域等直接支払交付金）	令和 7 年度～令和 11 年度
上幌集落	栗沢町上幌	2 号事業 中山間地域等直接支払交付金）	令和 7 年度～令和 11 年度
宮村集落	栗沢町宮村	2 号事業 （中山間地域等直接支払交付金）	令和 7 年度～令和 11 年度
万美集落	栗沢町美流渡 栗沢町万字	2 号事業 （中山間地域等直接支払交付金）	令和 7 年度～令和 11 年度
宝水集落	宝水町	2 号事業 （中山間地域等直接支払交付金）	令和 7 年度～令和 11 年度
上志文集落	上志文町	2 号事業 （中山間地域等直接支払交付金）	令和 7 年度～令和 11 年度
毛陽集落	毛陽町	2 号事業 （中山間地域等直接支払交付金）	令和 7 年度～令和 11 年度